

気になる数字 Data Box 町長コラム



寄居町長 峯岸克明

16年ぶり 2度目の 快挙

やってくれました、男衾中学校!! 県中学校駅伝大会で男子チームが見事16年ぶり2度目の優勝。出場62チーム、県内447校の頂点に立ちました。全6区間18・26kmを57分00秒で走り切り、4区と5区で区間賞、最終6区での逆転優勝でした。勝因はすべての区間のランナーが安定して県内トップレベルの実力を



埼玉県No.1チームの選手とともに!!

持っていること。そして、リーダーの選手も含めてとても意識が高いこと。優れた指導者とご家族や関係者のサポートに恵まれ、競技者としてだけでなく、人間力も高いと感じました。12月4日の関東大会、そして12月18日の全国大会でも活躍を期待いたします。将来は日本を代表するランナー、オリンピック選手に成長してほしいと思います。女子チームも頑張ってくれました。1、2年生5人で臨みましたが63チーム中11位と大健闘!! すべてのメンバーが残る来年はさらに楽しみます。コロナ禍で明るいニュースが少ない中、寄居町の誇れる快挙となりました。おめでとう! 男衾中駅伝チーム。

公表します! 町の財政事情

令和4年度上半期
(令和4年4月~9月)

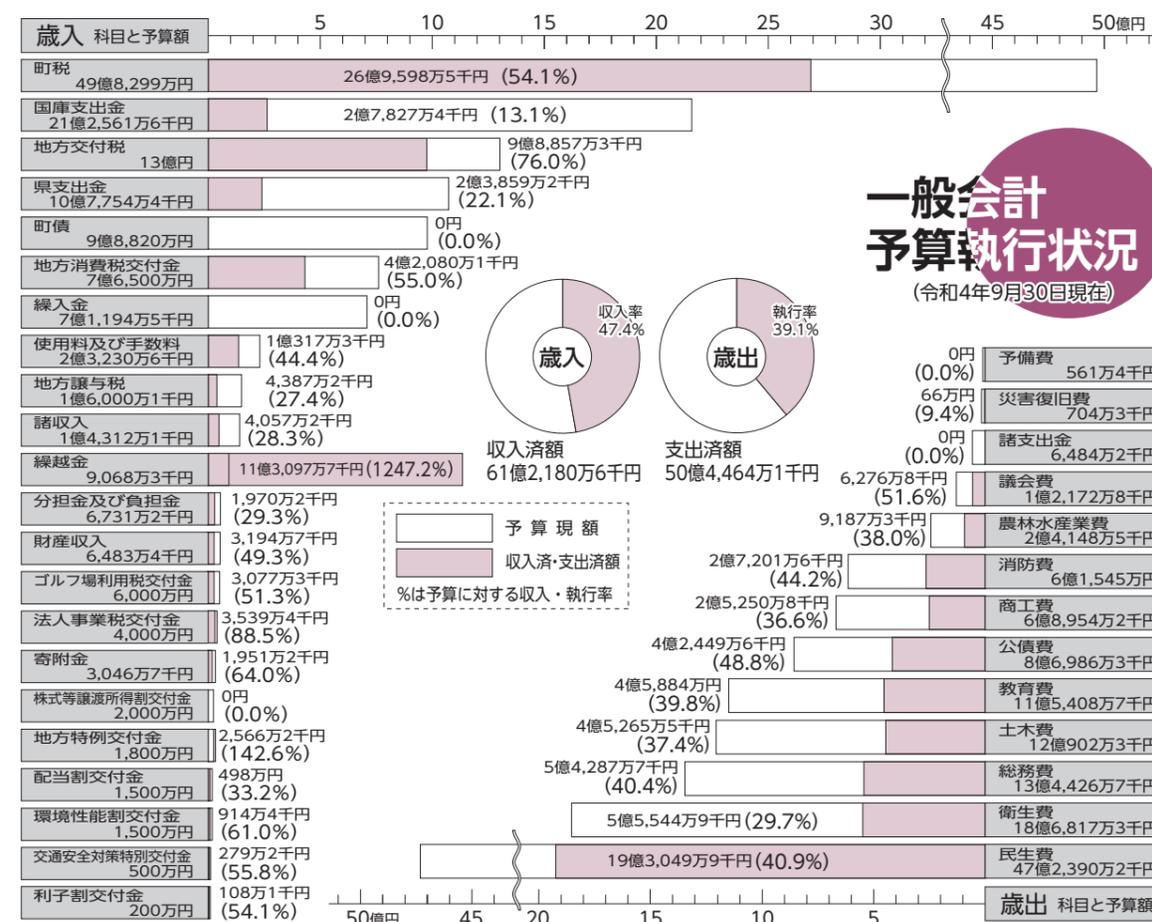
町では、12月1日に令和4年度上半期の財政事情を公表しました。これは、町の財政状況を皆さんに広く知っていただくために、6月と12月の年2回、定期的に行っているものです。

一般会計の執行状況

9月末日の一般会計の執行状況はグラフのとおりです。

予算現額は、129億1,501万9千円(前年度からの繰越予算を含む)で、収入済額は61億2,180万6千円、47.4%の収入率となっています。収入済額の主な内容としては、町税と地方交付税で収入額全体の60.2%を占めています。これは、税の納付や交付税の交付が年度内に平均して行われるのに対して、国・県支出金や町債などは事業費の確定後に交付されることから、年度の下半期に集中するからです。

一般会計 予算執行状況 (令和4年9月30日現在)



特別会計予算の執行状況

| 歳入 | | | | 歳出 | | | | | |
|---------|--------------|--------------|-------------|---------|--------------|--------------|-----------|-------------|------|
| 区分 | 予算現額 | 収入済額 | 収入率(%) | 区分 | 予算現額 | 支出済額 | 執行率(%) | | |
| 国民健康保険 | 36億6,245万7千円 | 17億3,483万3千円 | 47.4 | 国民健康保険 | 36億6,245万7千円 | 17億6,874万9千円 | 48.3 | | |
| 後期高齢者医療 | 4億5,997万1千円 | 1億6,921万6千円 | 36.8 | 後期高齢者医療 | 4億5,997万1千円 | 1億4,051万5千円 | 30.5 | | |
| 公設浄化槽事業 | 2,781万7千円 | 143万3千円 | 5.2 | 公設浄化槽事業 | 2,781万7千円 | 132万6千円 | 4.8 | | |
| 水道事業 | 収益的 | 9億5,062万6千円 | 4億709万4千円 | 42.8 | 水道事業 | 収益的 | 8億9,444万円 | 2億2,036万6千円 | 24.6 |
| | 資本的 | 1億167万7千円 | 405万3千円 | 4.0 | | 資本的 | 9億349万8千円 | 1億9,823万4千円 | 21.9 |
| 下水道事業 | 収益的 | 6億480万7千円 | 2億5,736万7千円 | 42.6 | 下水道事業 | 収益的 | 6億251万6千円 | 7,347万5千円 | 12.2 |
| | 資本的 | 3億5,335万8千円 | 1億4,131万9千円 | 40.0 | | 資本的 | 5億3,156万円 | 2億4,427万6千円 | 46.0 |

財務課(☎581・2121内線321) ※端数処理の関係上、合計額が一致しないことがあります。

お知らせ ひとり親家庭等医療費 受給者の皆さんへ



受給者証が変わります!
ひとり親家庭等医療費受給世帯の児童は、こども医療費からひとり親家庭等医療費に切り替わり、受給者証が変わります。

▶受給者証の切り替え等について

- 支給対象となる方には、新たに「ひとり親家庭等医療費受給者証(水色)」(以下、受給者証)を、12月中旬に保護者用・児童用を併せて郵送します。また「こども医療費受給資格内容等変更(消滅)届」を同封しますので「こども医療費受給資格証(桃色)」とともに同封の返信用封筒で返送してください。
- 所得超過等により、支給対象外(支給停止)となる場合は、受給者証は発行されません。その場合は、こども医療費からひとり親家庭等医療費への切り替えは行いません。児童分の医療費については引き続き、こども医療費の対応となります。

埼玉県内全域で現物給付方式となります!

医療機関等の窓口で受給者証を掲示することにより、一部負担金を支払うことなく受診できる現物給付方式が、令和5年1月診療分から埼玉県内全域の医療機関等で適用となります。ご利用の際は、医療機関等の受付でご確認ください。

☎子育て支援課(☎581・2121内線203~205)

お知らせ ご存じですか? 子育て世帯向け 医療費助成制度について

①こども医療費事業
町では、町内に住所があり、医療保険に加入している18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費等を支給しています。

②ひとり親家庭等医療費支給事業
町では、18歳以下の子どもを育てているひとり親家庭等に対し、生活の安定と福祉の増進を図るため、医療費等を支給しています。

①、②共に支給を受けるためには、あらかじめ受給資格の登録が必要です。

登録内容変更に伴う届出・医療費の適正化にご協力ください!

- 健康保険証の切り替えや住所変更等、登録内容に変更があった場合は届出が必要です。
- 緊急時以外は、平日の診療時間内に受診しましょう。
- 保育所(園)・学校(幼稚園)管理下におけるけが等で、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や、ほかの公費負担医療制度から支給される医療費については、こども医療費受給資格証は使用できません。
- ジェネリック医薬品の使用について、医師や薬剤師に相談してみましょう。

☎子育て支援課(☎581・2121内線203~205)